

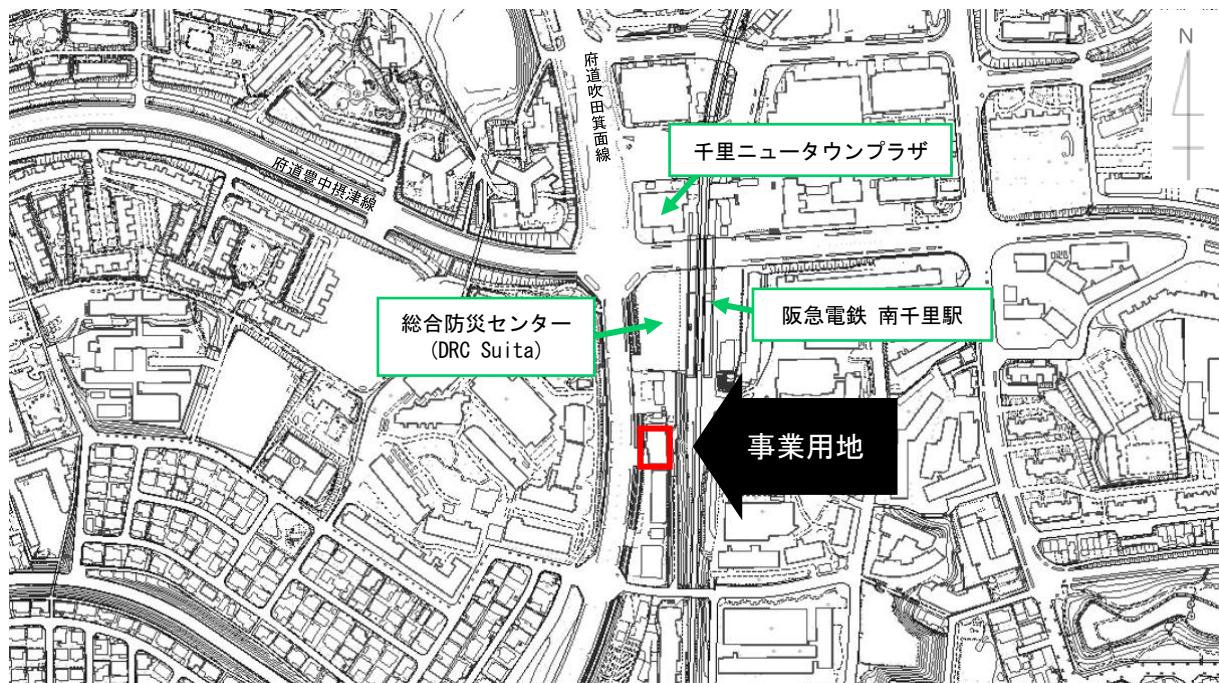
事業用地利用に当たっての留意点

(事業用地の指定)

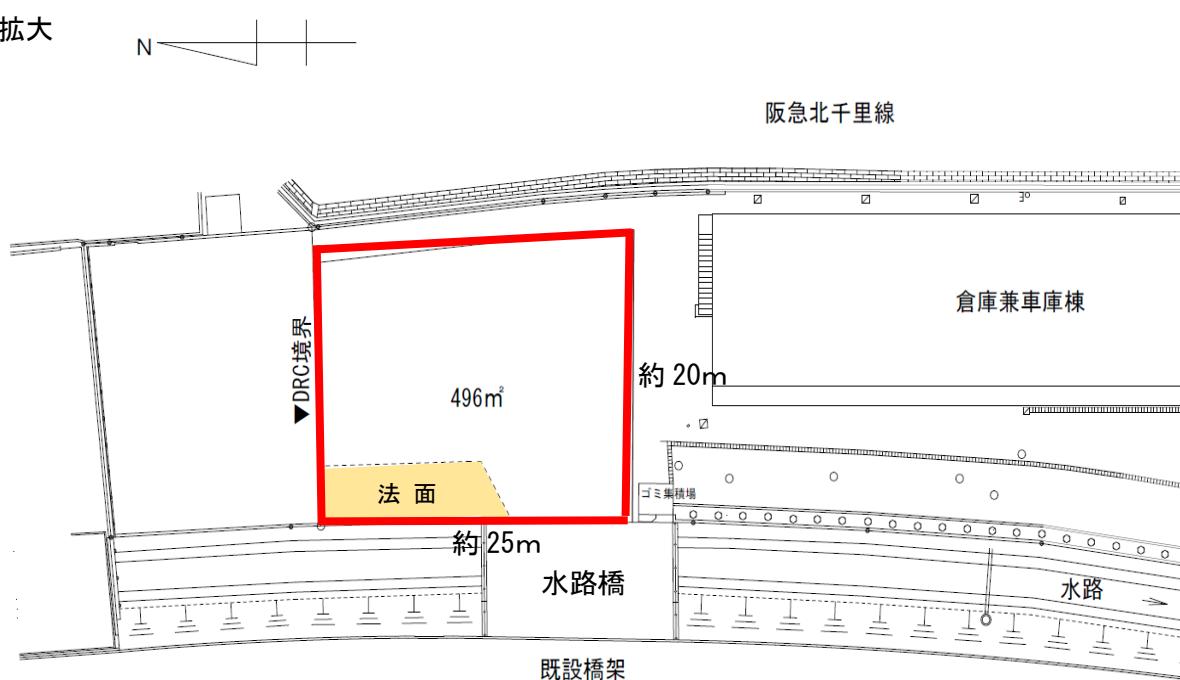
- 1 吹田市南千里庁舎事務所棟跡地（吹田市佐竹台1丁目25番138（地番）の一部）において、本市が令和7年10月頃までに、私立保育所の設置用地を測量・分筆により確定する予定である。

【参考図】

・広域



・拡大



※ 用地の形状・寸法は、別紙「分筆予定図」を御参照ください。

前面道路

(施設整備にあたり留意する事項)

2 事業者は以下の点に留意し、保育幼稚園室又は関係室課と協議・調整のうえで施設整備を行うこと。

(1) 保育所用地に含まれる法面については、安全上必要とされる擁壁等を事業者が築造すること。

(2) 別添「残置杭測量図」のとおり、保育所用地の南東角の地中約 65cm には、南千里庁舎事務所棟解体時に残置された杭基礎があるが、周囲の構造物に影響が生じるため撤去を認めない。

(3) 保育所用地外（南・東側）は、主に市職員の通路、車庫等として使用する。事業者は、防犯・安全対策として保育所用地の境界部分（内側）に塀やフェンスを設けること。なお、有事の際の避難経路として、敷地境界の東・南側に避難口を設けることを可能とする。

(4) 保育所用地に隣接するゴミ集積場は、現在は通用口として使用しており、ゴミ集積の用途では使用できないことから、保育所用地内に事業者がこの専用場所を設けること。

隣接するゴミ集積場と保育所用地との空間については、外部から市有地（車庫兼倉庫棟）への侵入を防止する柵等を事業者が設置し、これを維持管理すること。

(5) 事業者は、必要に応じて延焼防止対策を講じること。特に隣接するゴミ集積場について留意すること。

(6) 保育所用地に隣接する水路橋については、事業者が施設利用者の安全確保や利便性に配慮し、既存のガードレールの補修又は同等以上の新設、かつ転落防止柵の基準を満足するよう整備すること。また、路面を舗装のうえ、車両や歩行者の通行を誘導するための区画線を標示するなど適切な整備を行い、保育所用地の賃借期間が終了するまでは適切にこれらを維持管理すること。いずれも、事前に土木部道路室と協議し、その指示に従うものとする。

保育所のほか、倉庫兼車庫棟への経路（歩行者）となることに留意すること。

なお、水路橋の躯体部分は吹田市が維持管理を行うものとする。

(7) 上記以外の事項についても、必要に応じて関係部局等と協議・調整を行い、この内容を保育幼稚園室へ報告すること。